

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 3月26日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉建屋5階において配管の溶接作業を行っていた協力企業作業員が左目を負傷したため、業務車にて病院へ搬送及び対応検討	A	3月23日公表済 (PDF63KB)

その他：32件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉給水ポンプ（A）再循環流量調節弁の点検時、端子箱一次側のフレキシブル電線管に破損が認められたため、当該電線管を交換	D	
2	1号機	原子炉建屋換気系排気ファン（4A）電源ケーブル電線管の点検時、当該電線管とフレキシブル電線管との接続部に割れが認められたため、当該部を修理	D	
3	1号機	補助海水ポンプ（A・B）出口逆止弁の点検時、弁体ライニングに噛み傷及び弁棒コーティングに剥離が認められたため、当該部を修理	D	
4	1号機	タービン建屋換気系冷却装置の膨張水槽補給水電磁弁において、レベル復帰時の閉動作不良が認められたため、当該液位スイッチを点検・修理	D	
5	1号機	ほう酸水貯蔵タンクサンプリングシンク出口弁において、操作ハンドルの留めピンに外れが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
6	1号機	主タービン蒸気配管（クロスアラウンド配管）の浸透探傷検査時、溶接部に指示模様が認められたため、当該部を修理	D	
7	1号機	制御棒駆動機構の点検におけるインデックスチューブ（142）の外観検査時、48ノッチ部に腐食が認められたため、当該チューブを交換	D	
8	1号機	主復水器細管洗浄装置ボール捕集器（C・D）の点検時、胴体ゴムライニングに剥離が認められたため、当該部を修理	D	
9	1号機	サブプレッションプール水温度記録計（B）において、打点不良が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
10	2号機	硫酸第一鉄注入ポンプにおいて、吐出圧力に低下が認められたため、当該吸込配管等を点検・清掃	D	
11	3号機	活性炭ホールドアップ装置計装用空気除湿塔自動切替時、（B）切替入口弁の動作不良（応答遅れ）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
12	3号機	ほう酸水注入ポンプ（B）において、プランジャーボックス下部シール部ににじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
13	4号機	気体廃棄物処理系排ガス予熱器（B）ドレントラップの点検時、減肉が認められたため、当該トラップ一式を交換	D	
14	4号機	湿分離器ドレンタンク（NO. 1、2）のドレン配管逆止弁点検時、弁体の未装備処置情報が引き継がれていないことが認められたため、対応検討	C	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	4号機	非常用ガス処理系サンプリングポンプ出口電磁弁の点検時、異音が認められたため、当該弁を修理	D	
16	4号機	気体廃棄物処理系排ガス予熱器（B）ドレントラップ点検後の漏えい確認時、フランジ部よりリーク（1滴／10秒）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
17	4号機	ドライウェル機器ドレンサンプ出口放射線モニタにおいて、指示値がダウンスケールし復帰する事象が認められたため、当該モニタを点検・修理	D	
18	4号機	ドライウェル床ドレンサンプ出口放射線モニタにおいて、指示値が上昇及び、警報「サンプ放射能高」が発生し復帰する事象が認められたため、当該モニタを点検・修理	D	
19	4号機	定期事業者検査要領書（監視機能健全性確認検査M1・M3）の再確認時、検査要領書等に計器精度等の誤記が認められたため、対応検討	C	
20	4号機	給水流量制御盤の端子リフト処置実施時において、端子台に破損が認められたため、当該端子台を交換	D	
21	4号機	高圧注水系蒸気配管のドレン配管において、ドレン配管の養生部（ビニール袋）より溢水が認められたため、対応検討	B	
22	4号機	非常用電気品室空調冷却装置冷水ポンプ出口弁において、開度指示計の部品に外れが認められたため、当該部品を取付	D	
23	4号機	原子炉建屋直流250Vモータコントロールセンタ（4B-9A1）において、前扉の開閉不能が認められたため、当該扉を点検・修理	D	
24	5号機	エリア放射線モニタ検出器の予備品補充購入において、予備品新設の手続きに遅れが認められたため、対応検討	C	
25	5号機	取水電源室空調機（HVA5-11）において、フィルターに汚れが認められたため、当該フィルタを交換	D	
26	5号機	取水電源室空調機（HVA5-12）において、フィルターに汚れが認められたため、当該フィルタを交換	D	
27	5号機	所内ボイラ室酸素濃度計において、指示不良（2台）が認められたため、当該濃度計を点検・修理	D	
28	6号機	使用済燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器（A）逆洗水出口弁の点検時、駆動部下部ブッシュ部にエアリークが認められたため、当該部を修理	D	
29	6号機	復水脱塩装置樹脂再生用苛性ソーダポンプ（A・B）吐出側現場圧力計において、指示不良が認められ、当該圧力計を点検し、計器が正常なことから、原因調査及び対応検討	D	
30	6号機	高圧炉心スプレイ系電動弁の制御回路において、サーマルバイパス回路のバイパス表示ランプの点灯不良が認められたため、当該表示回路を点検・修理	D	
31	集中環境施設	プロセス建屋タンクベント排風機（A）において、第一軸受グリスドレン配管に折損が認められたため、当該配管を点検・修理	D	
32	集中環境施設	廃液乾燥固化系グリコールタンク液位計ドレン弁等において、腐食（2台）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話 : 0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで